

鳥取県告示第351号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治